

見積業者選定経過書

1 業 務 名	障がい者民間活用委託訓練事業 (SI-02 パソコンも学べる介護福祉科)
2 応募者数	2 者
3 委員会の構成 委員長 委 員	南信工科短期大学校 校長 公共職業安定所 職員（3名）、南信工科短期大学校 事務局長
4 評価基準	別添「企画提案書審査の着眼点」のとおり
5 評価結果 選定された者 評価点集計結果（点数）	株式会社つたや 403 点
6 企画提案を求める具体的 内容	介護、介護補助に必要な心構え・技能を習得し、介護職員初任者研修修了資格所得を目指せる内容とあわせて対人関係の築き方や利用者となる高齢者とのコミュニケーションの取り方、就職に必要なマナー等を身につけ早期就職を目指せる内容。
7 企画提案で評価された点	介護、介護補助に就労を目指す障がい者に適した訓練内容や指導体制、就職支援体制。あわせてパソコンの基礎講座等就労に必要なカリキュラムも含まれている点において高く評価された また、障がい者の職業訓練や就労支援について十分な体制が整備されており、訓練が効果的に実施されることが期待される。
8 総合的判断	提案した内容が業務の目的に合致し、プロポーザル審査において事業を実施するに必要な能力を有すると判断したため、株式会社つたやを見積業者に選定する。

民間活用委託訓練事業等評価会議評価要領

平成 29 年 3 月 24 日

(最終改正 令和 2 年 12 月 24 日)

1 評価項目

評価は、次の各項目につき、それぞれの着眼点に沿って行う。

評価項目	評価項目の詳細	着 眼 点
訓練内容	求人ニーズ対応	・企業の求人ニーズに対応した内容となっているか。
	受講生ニーズ対応	・受講生の興味が湧きそうな内容となっているか。
	技能習得の有効性	・就職につながりやすい資格取得等ができるか。
	訓練計画	・訓練日数、訓練時間の配分は適当か。
運営体制	講師の確保	・講師数は、科目数等を勘案して適当か。 ・経験のある講師を確保しているか。
	相談体制の確保	・受講生が資格取得等について相談できる体制が整っているか。
	自習、補講等への対応	・自習ができる教室等が確保されているか。 ・補講等への対応が明確になっているか。
	職業訓練サービスガイドライン研修 ※障がい者民活は除く	・訓練実施機関に過去 5 年以内にガイドライン研修を受講した者が在籍しているか。 ・令和 2 年度末までに受講する予定があるか。
	障がい者支援の体制・実績 ※一般民活は除く	・障がい者への支援の実績や、訓練を実施する上での配慮等が十分であるか。
就職支援	支援の内容	・就職支援の内容が効果的なものであるか。
	支援体制の確保	・職員を配置し、随時就職相談を実施するなどの支援体制が整備されているか。
講習実績	資格取得者数や就職者数	・委託訓練の受託実績がある場合は、その際の就職率等 ・新規参入者については、過去の同様な講座実施時の実績
訓練環境	安全性、立地環境等	・安全に訓練が実施できる施設であるか。 ・照明や換気施設等効率的な訓練実施に資するものであるか。 ・訓練を実施する上で必要な教室面積（広さ）が確保されているか。 ・訓練実施上必要な備品があるか。 ・昼食場所等適切な休憩場所があるか。 ・受講生が通所しやすい場所か。 ・車での通所となる場合は、近隣に駐車スペース等は確保されているか。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を適切に講ずることができるか。
費用	受講生負担	・教科書や工具等の受講生負担が生じるものについて必要最小限となっているか。

	見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・国委託料の範囲内か。 ・実施内容に比して割安であるか。
加点要素	託児サービス付加 ※障がい者民活は除く	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練に託児サービスを付加しているか。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・独自性や斬新さがあり、提案内容が優れているもの ・その他特筆すべき事項

2 採点基準

評 定 区 分	評 定 点 数
極めて高い訓練効果が期待できるもの（非常に優れている）	5
十分に訓練効果が期待できるもの（優れている）	4
一定の訓練効果が期待できるもの（普通）	3
訓練実施に支障はないと考えられるもの（やや劣る）	2
不適切な内容と考えられるもの（劣る）	1 ※「協議」参照

3 協議

- （1）「不適切」とした構成員がある場合には、全員協議の上、会議において結論を出すこととし、会議において不適切と判断された場合は、他の項目の如何にかかわらず不採用とする。
- （2）「運営体制」の「職業訓練サービスガイドライン研修」が「不適切」と判断された場合は、他の項目の如何にかかわらず不採用とする。

4 集計及び業者決定

- （1）構成員の採点は「提案書評価表」（別紙1）により行い、全構成員の採点を「提案書集計表」（別紙2）に集計することで、最高得点の者を選定する。
- （2）最高得点の者が複数だった場合は、次の基準を基本として、各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定する。
 - ア 「訓練内容」「運営体制」「就職支援」の合計点が高い者を委託候補者とする。
 - イ アにおいて同点数の場合は、「訓練内容」「運営体制」の合計点が高い者を委託候補者とする。
 - ウ イにおいて同点数の場合は、「訓練内容」の合計点が高い者を委託候補者とする。
 - エ ウにおいて同点数の場合は、くじ引きにより選定する。
- （3）評価の結果、最高点となった者の平均評価点が100点満点中50点未満の場合には業者の選定は行わない。

5 その他

- （1）座長が特に必要と判断した場合、会議で協議の上、評価項目及び採点基準の変更をすることができる。
- （2）評価にあたり、構成員相互による合議制が妥当と座長が判断した場合には、会議の承認を受けた上で、上記評価方法に準じて評価するものとする。